

## 新型コロナウイルス感染症の影響により、

次の要件を満たす方は、**保険料が減免**となります。

### 【減免の対象となる世帯】

1. 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病(※)を負った世帯の方 ⇒ 保険料を **全額免除**

※ 重篤な傷病とは、新型コロナウイルス感染症に罹患し、1か月以上の治療を要すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重いことをいいます。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響(※)により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方 ⇒ 保険料の **全部又は一部を減額**

※ 例えば、懲戒解雇や自己都合による離転職が原因によるなど、収入減少が明らかに新型コロナウイルス感染症の影響でない場合は除きます。

#### 減免の対象となる保険料

- ☐ 令和4年度過年度随時期(令和3年度賦課分)で納期限が令和4年5月31日に設定されているもの
- ☐ 令和4年度第1期～第10期

なお、令和4年度分過年度随時期については、要件等が異なるため詳しくはお問い合わせください。

#### 減額となる具体的な要件

※ 以下の①～③の3要件を全て満たすことが必要です。

「世帯の主たる生計維持者」(※)について、

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年中の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の4つ(以下「事業収入等」といいます。)について、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和3年中(令和3年1月1日～令和3年12月31日。以下同じ。)の収入に比べて10分の3以上減少する見込み  
⇒ 「事業収入等」のみで判定を行うため、例えば、年金収入、株の取引による収入及び給付金等は要件判定となる収入には含まれません。  
⇒ 「10分の3以上減少」しているか否かは、原則として、申請月の前月までの令和4年中の1か月の平均収入額と、令和3年中の当該収入額に係る12分の1の額を比較して判定します。
- ② 令和3年中の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(＝合計所得金額)が1,000万円以下
- ③ 「収入減少が見込まれる種類の所得」以外の令和3年中の所得の合計額が400万円以下

上記要件に該当する場合でも、令和3年中の「収入減少が見込まれる種類の所得」が0円(マイナスも含む。)の場合又は令和3年中の合計所得金額が0円の場合、減免額も0円となりますので本減免は適用されません。

※ 「世帯の主たる生計維持者」とは、原則として、住民票上の「世帯主」(国保加入の有無を問わない)を指しますが、世帯主以外の世帯構成員の収入で生計が維持されている場合、その方が「世帯の主たる生計維持者」となり、要件判定も当該世帯構成員の収入によって行われます。

#### 減免の申請期限

- ☐ 令和4年6月15日から令和5年3月31日まで(必着)

計算方法等については  
裏面を参照

- 次の（表１）で計算した減免対象保険料額に、令和３年中の合計所得金額の区分に応じた減免割合（表２）を乗じて得た金額が保険料の減免額となります。なお、令和４年度過年度過随期分に係る減免については、「令和３年中」を「令和２年中」に読み替えてください。

$$\text{保険料減免額} = \text{減免対象保険料額} \left( A \times \frac{B}{C} \right) \times \text{減免割合} (D)$$

（表１）

減免対象保険料額  
(A×B/C)

A：世帯の被保険者全員について算定した保険料額（７割・５割・２割軽減適用後の額）

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる令和３年中の所得額

C：世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員分の令和３年中の合計所得金額

（表２）

| 世帯の主たる生計維持者に係る令和３年中の合計所得金額 | 減免割合（D） |
|----------------------------|---------|
| ３００万円以下であるとき               | １０分の１０  |
| ４００万円以下であるとき               | １０分の８   |
| ５５０万円以下であるとき               | １０分の６   |
| ７５０万円以下であるとき               | １０分の４   |
| １０００万円以下であるとき              | １０分の２   |

- 世帯の主たる生計維持者である方が事業等の廃業又は失業となる場合には、（表２）にかかわらず減免割合は１０分の１０となります。ただし、雇用保険法に規定する特定受給資格者等（＝国民健康保険上の非自発的失業者）に該当する世帯の主たる生計維持者である方は、今回の新型コロナウイルス感染症に係る減免ではなく、非自発的失業者の取り扱いに基づく軽減制度が適用されます（※）。

※ 保険料算定の際、前年の給与所得を３０％として計算します。また、高額療養費の算定を行う際の所得についても当該みなし所得を適用します。

※ 非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、給与収入以外の「事業収入等」の減少が見込まれる場合には、新型コロナウイルス感染症に係る今回の減免についても適用となる場合があります。

## 必要な手続き

- 申請書および必要書類を御郵送いただき、市で審査の上、減免決定（却下）通知書を送付いたします。
- ・申請が多数発生した場合、審査に相当な時間を要することが見込まれます。この場合、審査の期間中に先に納期が到来するケースが考えられますが、納期到来分の保険料につきましては、可能な限り、一旦、納付いただきますようお願いいたします。後日、減免決定が行われた場合には、減免相当分の保険料について、当該年度分の全体の保険料の中で減額調整（還付）させていただきます。
  - ・なお、納付が困難な場合についてまで、上記対応をお願いするものではありませんので、その場合には減免結果通知をお待ちください。（減免決定前の金額で督促状等が発出される場合がありますが、減免申請分については、発出された督促状等で納付いただく必要はありません。）
- 申請書は市のＨＰからダウンロードできます（ダウンロードできない方は、申請書をお送りいたしますので御連絡ください。）。出張所では本減免について、一切取り扱っておりませんので、御注意ください。

【必要書類】 申請書を除く必要書類については、写しで可

| 共通          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険料減免申請書（市ＨＰに掲載）</li> <li>・世帯主の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）郵送の場合は不要</li> </ul>                                                                                                                                                                                             |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 死亡や重篤な傷病の場合 | 死亡診断書や医師の診断書等、新型コロナによるものであることが分かる書類                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 減収が見込まれる場合  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業収入等申告書（市ＨＰに掲載）</li> <li>・主たる生計維持者の令和３年中の収入がわかる書類（確定申告書の控え、源泉徴収票等）及び令和４年１月以降の収入がわかる書類（事業帳簿、給与明細等）</li> <li>・令和２年２月以降に廃業又は失業の場合は、上記に加え、廃業届や雇用保険受給資格者証等、廃業・失業を証明する書類（新型コロナの影響による廃業又は失業であることが確認できるもの。ただし、令和３年度中に新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の国民健康保険料の減免を受けた場合は必要ありません。）</li> </ul> |

## 【その他の御案内】国民健康保険傷病手当金の支給について

新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、給与の支払いを受ける被用者の人に限り、傷病手当金が支給される場合があります。詳しくはお問い合わせください。